平成２７年（フ）第１９１号
広島市中区吉島新町２丁目22番３号
債務者　舩井　智子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２２号
広島市安佐北区亀山３丁目６番24―３―201号　カーサフェリーチェ参番館
債務者　城市　優次
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３０４号
大阪市鶴見区横堤３丁目６番５―401号
債務者　水波　清和
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３１７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目21番31号
債務者　嘉納ゆかり
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　心平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４４４号
大阪市港区市岡元町２丁目11番８　伊吹会館303号、住民票上の住所大阪市港区波除５丁目６番10―313号
債務者　橋本　一正
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　幸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目44番地　コーポ坂上113号
債務者　飯塚　正浩
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５９０号
大阪府東大阪市布市町１丁目９番30号203、前住所大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地府営住宅10―1009号
債務者　真保アレックスこと　ＡＬＥＸ　ＳＡＮＤＲＯ　ＤＥ　ＬＡＲＡ　ＳＨＩＭＰＯ
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１４号
大阪市東淀川区大桐５丁目19番58号
債務者　山本　千景
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８００号
大阪府高槻市大和１丁目１番28―203号
債務者　中尾　浩二
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０３号
大阪府東大阪市島之内１丁目６番４―206号府営東大阪吉田住宅４棟206号
債務者　本田　芳久
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８９５号
大阪市西区九条南３丁目６番22号　マーコスクーレ２Ｂ
債務者　松本　晃江（旧姓小濱）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９１０号
大阪市城東区新喜多１丁目１番１―503号
債務者　曽我　　健
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４９号
大阪府豊中市豊南町西４丁目28番17号　202号、前住所大阪府豊中市三国２―２―24クレインカワイマンション203
債務者　韓国風家庭料理喜音こと　小山　系子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１９３号
大阪市住吉区長居西１丁目４番14号
債務者　奥薗セイ子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２５９号
大阪市東淀川区東中島２丁目１番３―308号
債務者　岡野　　満
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７５号
大阪府枚方市南船橋２丁目６番３―503号
債務者　渡邉　朋子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４０９号
大阪府枚方市津田西町２丁目31番４号
債務者　中井　　修
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部